

受益者負担の基本的な考え方について

はじめに

○ 基本的な考え方を策定する趣旨・目的

市が提供している様々なサービスや公の施設の管理運営に係るコストは、サービスを利用する方からの使用料等と市税等の公費によって賄っており、結果的にサービスを利用しない方も、税金によるコストを負担している。

そのため、サービスの提供に係るコストを意識しながら、利用者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」に基づき、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保し、「受益と負担の適正化」を図ることが重要である。

本市の使用料等の額は、昭和 58 年 12 月に堺市事務改善委員会にて「使用料、手数料及び負担金の算定にあたっての基準」を策定し、その基準により算定していた。しかし、基準策定後、長期間が経過したこともあり、現在の使用料等の額は、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを勘案しつつ、施設の新設や増改築、サービス内容の変更の際に、所管課にて個別に検討して設定した金額である。そのため、現在の使用料等の額は、各種サービスを利用する方としない方との「受益と負担の適正化」の考え方に基づく、統一的な基準により設定されたものとは言い難い状況となっている。

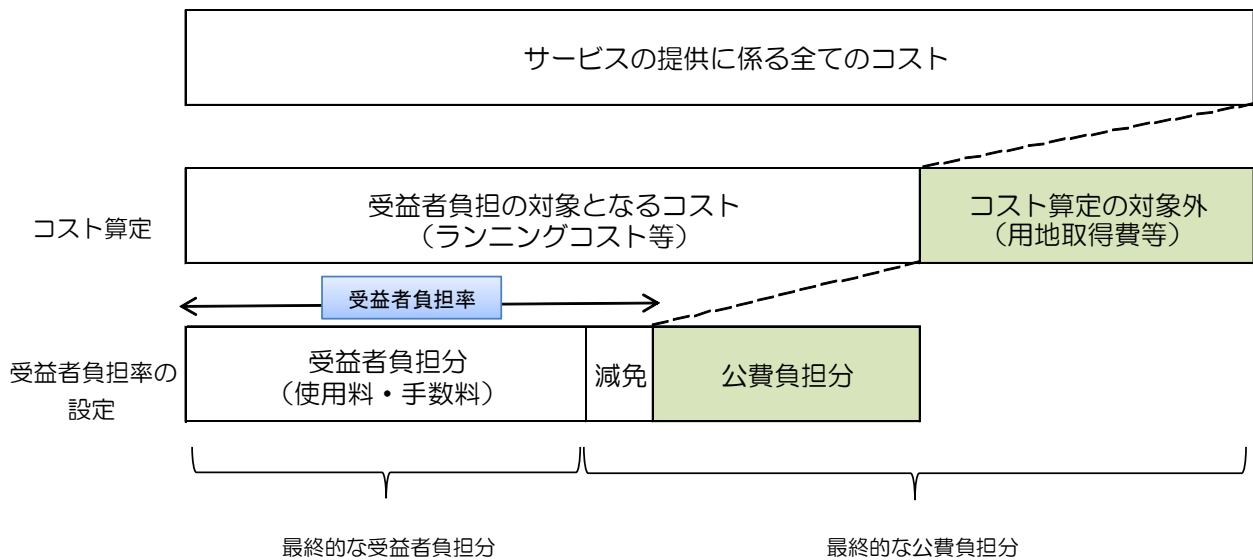
現在、本市は人口減少・高齢化の急激な進展による社会保障関係費の増加や市税収入の減少、高度経済成長時代に整備した公共施設の更新費用や維持補修も含めた管理運営費の増加などの課題を抱えている。

また、令和 3 年 2 月に公表した財政収支見通しでは、今後も非常に厳しい財政運営が想定されており、基金の枯渇が近い将来に迫っている状況にあるため、同時に堺市財政危機宣言を発出した。

こうした状況のもと、今後も公の施設の利用や証明書発行等のサービスを持続的に提供していくためには、行政と民間の役割分担や、民間における同種・類似サービスの提供の状況などを踏まえて、受益者が負担すべき割合を明確にする必要がある。そのため、他市事例などを参考に、新たに受益者負担の基本的な考え方を策定することとする。

受益者負担の算定の考え方と算出方法

○ 受益者負担のイメージ



○ 対象となるサービス

【使用料】 全ての公の施設（指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を含む）

【手数料】 特定の者の便益に供するために、公の役務の提供を行う全てのサービス（分担金含む）

以下のものについては、本考え方の対象外とする。

（ただし、設定金額の妥当性については、個別に検証を行う。）

- ① 法律や国庫補助基準等によりサービスの使用料・手数料の考え方、計算方法が定められており、市に裁量がない場合（近傍同種施設、類似のサービスを理由とするものは非該当）
例：学校（授業料）、図書館、市営住宅、保育所、介護保険制度に係る料金など
- ② 企業会計（上下水道局）が独自に設定している料金

なお、上記以外に、法令等に基づく負担金又は事業実施に伴い利用者等から徴収する法令等に基づかない費用など、市が市民等から徴収する費用についても、本考え方の趣旨に沿って受益者負担を設定する。

○ 使用料の算定

サービスとして提供する公の施設は、道路・公園・福祉施設など市民に必要な施設であるが、収益性が見込めず、民間によるサービス提供がされにくい施設から、プール・テニスコートなど、収益性が見込まれ、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在している。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、全ての施設において、一律に受益者負担割合を設定することは適当でない。各施設におけるサービスの性質に応じて、「公共関与の必要性」と「収益性」という2つの基準の組み合わせによって、4つに区分し、それぞれの区分に応じて受益者負担の割合を設定する。

(1) コストの考え方と使用料の算定方法

① コストの種類

全ての施設について、サービスの提供に係るコストを算定し、受益者負担率を乗じることで使用料を算定する。コストの算定にあたっては、施設の管理運営に必要なランニングコストで算定する。なお、施設建設に要した建設費、土地購入費等のイニシャルコストについては、公共の福祉の増進のために市が設置した施設であるという点を踏まえ、施設の利用機会は全ての市民にあることから市民全体で負担するコストとし、本考え方においては対象外とする。

・ランニングコスト

公の施設の管理運営に係るコスト	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設の管理運営に係る職員等人件費（賃金含む）
	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設の管理運営に係る物件費等

② 使用料の算定方法

・貸切利用の施設の場合

ホールや会議室、体育館など、ある一定の区画を貸切で利用する場合については、1室ごとに1㎡当たりのコストを算出したうえで、利用面積、利用時間、利用率を乗じてコストを算定する。

なお、貸室の性質（会議室や調理室など）や時間帯により差異を設けることは妨げない。

・不特定多数が利用する施設の場合

博物館やプールなど、不特定多数の個人が同時に利用できる、入場料などを徴収する施設の場合、サービスの提供に係るコストを施設利用者数で除してコストを算定する。

(2) 受益者負担率の考え方

【基準】

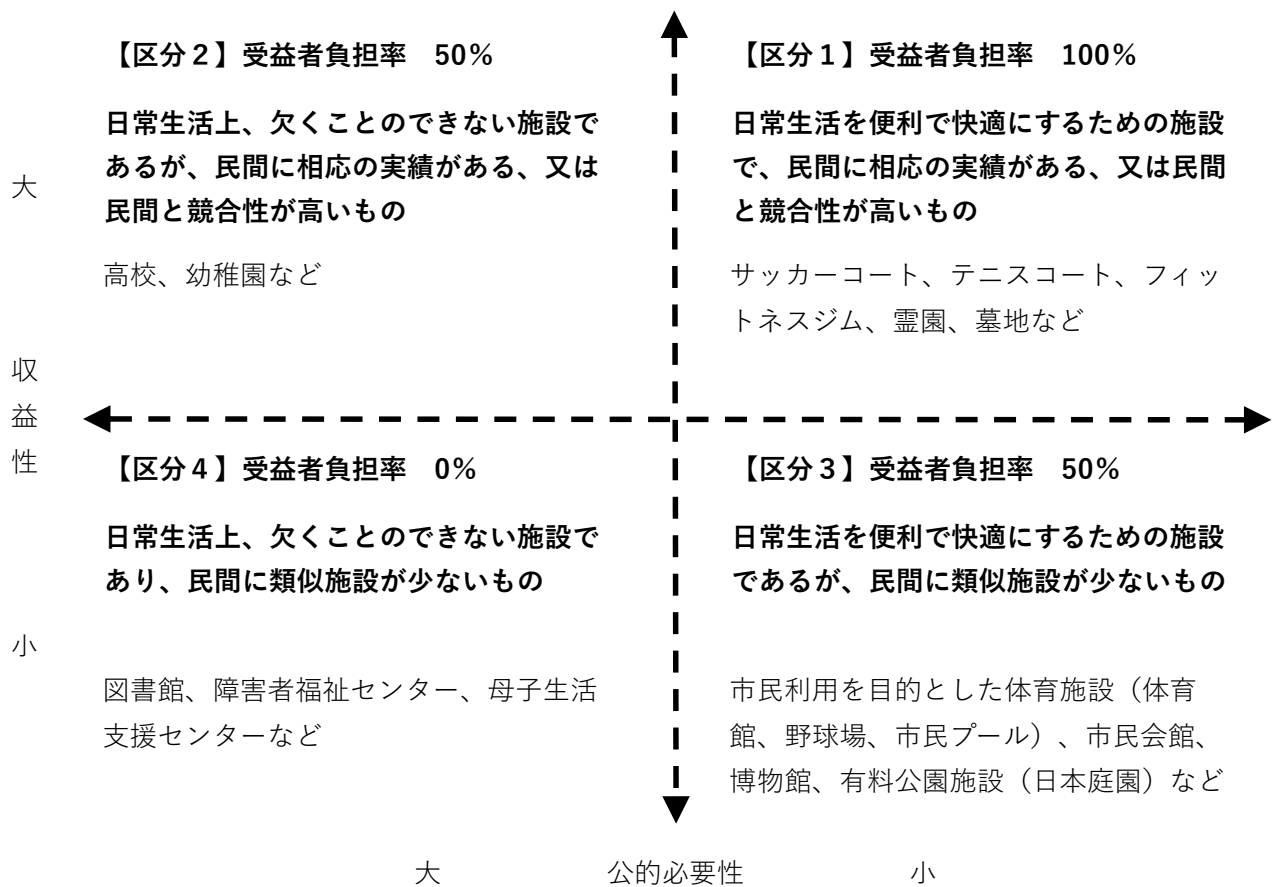
① 公共関与の必要性

日常生活に欠くことができない施設か、日常生活の便益を向上させる施設か

② 収益性

民間に類似施設が少ないか、民間と競合性が高いか

・公の施設の性質に応じた標準的な受益者負担の考え方



○ 手数料の算定

証明書発行等の全てのサービスについて、サービスの提供に係るコストを算定し、受益者負担率を乗じることで手数料を算定する。コストの算定にあたっては、サービスの提供に必要なランニングコストとシステム導入などに要したイニシャルコストを合わせたフルコストで算定する。なお、イニシャルコストは、手数料の算定を行う時点における総コストを耐用年数で除した額（＝減価償却費）を計上することにする。

（１）コストの考え方と手数料の算定方法

① コストの種類

・ランニングコスト

サービスの提供に係るコスト	人件費	受付、手数料の徴収、帳票発行事務など、サービスの提供に係る職員等人件費（賃金含む）
	物件費等	光熱水費、機器の保守点検委託料、機器の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、サービスの提供に係る物件費等

・イニシャルコスト

システム導入等に係るコスト	システム導入等に要した経費
---------------	---------------

※各種サービスの提供のみに要するコストを対象とし、通常業務で使われている備品や機器などを利用してサービスを提供している場合は、公費による負担が適当とみなし、対象外とする。

② 手数料の算定方法

サービスの提供に係るコストを算出し、年間処理件数で割った1件当たりのコストが手数料の金額となる。

（２）受益者負担率の考え方

手数料は、特定の者の便益の用に供するサービスの対価であることから、そのコストは受益者が原則100%負担することとする。

最終的な使用料等の設定

(1) 使用料等の改定限度額

原則、本考え方により使用料等を設定することを目標とするが、改定に伴い大幅な増額が生じることで、利用者に過度の負担が生じることなどが考えられることから、段階的に使用料等の適正化を図ることができるものとする。

現行の使用料等を増額する場合には、新たな使用料等が、現行の使用料等の2倍を超えない額若しくは、現行の使用料等が1,000円未満のものについては、増額幅が1,000円を超えない額を目安とする。

(2) 周辺自治体や民間の同種・類似サービスとの調整

広域的に競合するサービスで、周辺自治体や民間の同種・類似の使用料等より新たな使用料等が高額なことに伴って、利用率が低下し、結果的にさらに収入が減少することが予想される場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合などは、個別に調整するものとする。

(3) 政策的料金の設定

証明書の自動交付機交付手数料を窓口での料金よりも安く設定することで、政策的に自動交付機の活用促進の方向に誘導するなど、政策的に公費負担の割合を増減する必要がある場合は、個別に調整するものとする。ただし、政策的料金は恒久的なものではなく、政策的料金を設定した当初の目的の達成状況等を勘案し、定期的に使用料等の見直しの検討を行うこととする。

(4) 指定管理者制度による利用料金制を採用している施設

指定管理者制度を導入している施設についても、本考え方により使用料を設定する。ただし、利用料金制を採用している施設については、条例に規定する使用料（附属設備等の使用料を規則に委任している場合は規則に規定する使用料も含む。）の額を上限として指定管理者が市の承認を得て定めることになるため、使用料を見直す場合は指定管理者への影響を考慮して検討するものとする。

なお、市が行う指定管理料の積算にあたっては、本考え方に基づき市が設定した使用料の額により算定を行うこととする。

(5) その他（市外居住者向けの使用料等の設定など）

市外居住者や商業活動等の営利を目的として施設を利用する者など、サービスの受益者の中には、市税等の公費を投入することが適切ではない場合がある。そのため、個々の事情に鑑み、受益者負担率を別に定めることや受益者負担率100%以上の特別料金を設定することができるものとする。

ただし、特別料金の設定により、増収分以上のコストが発生する恐れがある場合には、導入しないこととする。例えば、居住地確認のため、機械による発券から人による発券への変更や、システム改修費が必要になるなど、導入コストが増収見込みを上回る場合である。

減免規定について

使用料等については、公の施設やサービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っている。

減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなるため、その取扱いにあたっては、公の施設やサービスの性格と減免の対象となる場合とを十分に検討し、時々の社会情勢に合わせて適切に見直しを行うこととする。

減免の取扱いにあたり、高齢者、障害者、子どもといった配慮が必要な方への対応等に共通する考え方として、減免の標準例を設定する。なお、以下の事由は、あくまで標準例である。したがって、減免事由を全施設について統一するものではない。標準例を採用しないことや標準例以外の減免を行うことを妨げないが、類似・同種施設、サービスごとの考え方を統一する。

（減免の標準例）

使用料	減 全 免 額	ア 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
	5割 減免	ア 市内の高校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
		イ 70歳以上の個人が利用する場合
ウ 障害（身体・知的・精神）のある個人及び介助者が利用する場合		
手数料	全額 減免	ア 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされている場合
		イ 法令に基づき国又は他の地方公共団体から事務上の必要により請求があった場合
		ウ 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯
		エ 被災等の理由により必要な場合（罹災証明書を持参し、当該被災に係る申請に限る）
		オ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など）

使用料等の見直しのサイクル

公の施設やサービスに係るコストは、物価変動、税制改正などの社会情勢の変化や、管理運営経費等のコスト削減など施設の管理運営状況に応じて変動していくため、定期的に受益と負担の適正化を図る必要がある。そのため、物価変動などにより、大幅にサービスの提供に係るコストが変動する場合を除き、原則として4年ごとに使用料等の見直しを行うこととする。

ただし、利用料金制を採用する指定管理者制度導入施設にあっては、指定期間ごとに使用料を見直すことを基本とするが、消費税率の引き上げ時には、指定管理者が定める利用料金に円滑かつ適正に消費税を転嫁できるよう、その都度必要に応じて条例改正等により使用料の見直しを行うこととする。